

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別障害者手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年9月10日付けの特別障害者手当認定請求却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、法26条の5の規定において準用する法19条及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（以下「省令」という。）16条の規定において準用する省令4条の各規定に基づく特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

何らかの基準に照合した上で、それを満たしてはいないとしても、もっと個別の事情事由に注視してほしい。無造作な大雑把な判定ではなく、精緻で配慮的な姿勢で臨んでほしい。理由をもつ

と詳らかに提示してほしい。

特別障害者手当の設置に至った主旨を鑑みると、何らかの基準をもって事務的な処理を下すとか、審査担当者の個人的主観とかばかりに主眼を置いて、社会的弱者への救済がおろそかになってしまっているようでは、本末転倒かつ形骸化をみるかのような思いである。

請求人の場合、私見では、生活能力が著しく欠如していることはおろか、他者からの支援に関してもほとんど悉皆絶無といっても過言ではない。強調したいことは、公的機関、公共サービス、所属自治体、等々のいずれからも何らの補助を受けていない現状である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 3月25日	諮問
令和 元年 5月17日	審議（第33回第2部会）
令和 元年 6月18日	審議（第34回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 特別障害者手当は、法26条の2の規定に基づき、法26条

の5において準用する法19条の都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長（以下「市長等」という。）の認定を受けた特別障害者に対して支給されるものであり、法2条3項において「特別障害者」とは、「20歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。」と規定されている。

(2) 法2条3項の規定を受けて、法施行令1条は、2項において、法2条3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」は、次に定めるとおりとすると規定している。

ア 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が別表第二（別紙3参照。以下「政令別表第二」という。）各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの（法施行令1条2項1号）

イ 前号（上記ア）に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（政令別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号（上記ア）に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの（法施行令1条2項2号）

ウ 身体機能の障害等が別表第一（別紙2参照。以下「政令別表第一」という。）各号（第10号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号（上記イ）と同程度以上と認められる程度のもの（法施行令1条2項3号）

(3) また、法施行令1条1項及び2項に該当する程度の障害の認定基準として、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第162

号厚生省社会局長通知)の別紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」(以下「認定基準」という。)が定められている。

法39条の2は、法の規定に基づき都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は法定受託事務であるとするところ、認定基準は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準であり、特別障害者手当の支給に関する事務を遂行する上で、法令の解釈及び審査基準として合理性を有するものと考えられる。

(4)ア 認定基準第一(共通的一般事項)・3では、障害程度の認定は、原則として、特別障害者手当認定診断書によって行うこととされている。

イ 認定基準第三(特別障害者手当の個別基準)では、法施行令1条2項1号ないし3号に該当する各障害の程度について、それぞれ、障害の種別ごとに具体的な個別基準が定められている。

ウ 本件の場合、請求人から提出された診断書(本件診断書)が様式第16号(精神の障害用)であり、請求人に合併症(精神障害及び身体障害)がないことから、認定基準第三・3(令第1条第2項第3号に該当する障害)に基づいて、障害程度の認定を行うこととなる。

エ 認定基準第三・3は、法施行令1条2項3号に該当する障害の程度とは、政令別表第一のうち次のいずれかに該当するものとする規定し、(2)において、認定基準第二・6(精神の障害)に該当する障害を有するものであって、認定基準第三・1・(8)・エの「日常生活能力判定表」(別紙4参照。以下「日常生活能力判定表」という。)の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるものとしている。

(5) そして、省令 15 条は、法 26 条の 5 において準用する法 19 条の規定による特別障害者手当の受給資格についての認定の請求には、特別障害者手当認定請求書に受給資格者が法 2 条 3 項に規定する者であることに関する医師の診断書を添えて、特別障害者手当の支給機関に提出すべき旨を定めている。したがって、特別障害者手当の受給資格について、受給資格者が法施行令 1 条 2 項で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるか否かに関する市長等の認定は、提出された診断書の記載内容を基に認定基準に照らして、総合的に判断すべきものであると解される。

2 以上を前提に、請求人の障害の状態について、本件診断書の記載に基づいて、以下、検討する。

(1) 精神の障害について

本件診断書によれば、障害の原因となった傷病名は「統合失調症」と記載され（別紙 1・1）、「発病以来の病状と経過」欄（別紙 1・6・(1)）には、「中学 2 年ころより被害妄想出現。無為自閉となった。H 8、H 17、H 17：H 18 拒食や過飲水で入院歴あり。退院後は当院への通院を継続している。」と記載されている。

「精神症状」の「現在の病状又は状態像」欄（別紙 1・8・(1)・ア）は、「妄想、自閉、無為、感情の平板化、不安、思考障害」に該当するとされ、その「程度・症状等」欄（同イ）は「抗精剤療養（ペロスピロン）により妄想はコントロールできているが、思考障害、陰性症状は強固である。」と記載されている。また、「問題行動及び習癖」の「現在の病状又は状態像」欄（別紙 1・8・(2)・ア）は、「食事の問題（拒食、偏食）」に該当するとされ、その「程度・症状等」欄（同イ）は「時に拒食あり。儀式的な特異な食事摂取で極めて長時間の食事時間となる。」と記載さ

れている。

これらの記載によれば、請求人は、精神疾患を有し、薬物療法のもと妄想はコントロールされているが、思考障害、陰性症状は強固であり、拒食等の食事の問題を伴っていることが認められる。

(2) 精神の障害の程度について

本件診断書によれば、日常生活の具体的な支障の程度について判定する「日常生活能力の程度」欄（別紙1・8・(3)）は、「用便の始末」及び「衣服の着脱」がひとりでできる、「刃物・火の危険」がわかる、「食事」及び「簡単な買い物」が介助があればできる、「戸外での危険（交通事故）から身を守る」が不十分ながら守ることができる、「家族との会話」及び「家族以外の者との会話」が通じないとされており、これら各動作及び行動のそれぞれについて、日常生活能力判定表に基づいて判定した結果は「7点」となり、認定基準第三・3・(2)が規定する14点を大きく下回っている（「できない」とされる動作及び行動が少ない）ことが認められる。

(3) 上記(1)及び(2)で検討したところからすると、請求人の障害の状態は、法施行令1条2項3号に規定する障害程度には該当しないと判断することが相当である。

3 上記2のとおり、請求人の障害の状態は、法施行令1条2項3号に規定する障害程度には該当しないものと判断されるところ、嘱託医も、本件診断書を基に、「法施行令1条2項3号に該当しないため」と審査し、法に規定する障害程度に該当しないと判断していることが認められる。

したがって、嘱託医の審査結果に基づき、処分庁が、請求人は法施行令1条2項の障害程度に該当しないとして行った本件処分について、違法又は不当なものということとはできない。

4 請求人は、前記第3のとおり、生活能力が著しく欠如している、

認定基準を満たしてはいないとしても、もっと個別の事情事由に注視してほしいなどと主張している。

しかし、障害程度の認定は、上記1・(5)のとおり、本件診断書の記載内容に基づいてなされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の障害の状態は、法施行令1条2項3号に規定する障害程度に該当しないことが相当であることは上記2のとおりであることから、本件処分における処分庁の判断に不合理な点は認められず、請求人の主張は理由がないというほかはない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1ないし4 (略)